

令和 6 年 12 月八戸市教育委員会定例会

提 出 議 案

12 月八戸市教育委員会定例会に付議すべき事件

議案第 55 号 八戸市いじめ問題専門委員会規則の一部を改正する規則の制定について ・ ・ ・ ・ ・ 1

議案第55号

八戸市いじめ問題専門委員会規則の一部を改正する規則の制定について
八戸市いじめ問題専門委員会委員規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

令和6年12月26日 提出

八戸市教育委員会

教育長 齋 藤 信 哉

理 由

八戸市いじめ防止対策推進条例の制定に伴い、「いじめ問題専門委員会」について、設置根拠を八戸市附属機関設置条例から八戸市いじめ防止対策推進条例に変更となることから、一部規定について改正をするものである。

八戸市教育委員会規則第 号

八戸市いじめ問題専門委員会規則の一部を改正する規則

八戸市いじめ問題専門委員会規則（平成 28 年八戸市教育委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「八戸市附属機関設置条例（平成 25 年八戸市条例第 6 号）第 3 条」を「八戸市いじめ防止対策推進条例（令和 6 年八戸市条例第 67 号）第 17 条第 3 項」に改める。

第 2 条を削り、第 3 条を第 2 条とし、第 4 条から第 9 条までを 1 条ずつ繰り上げる。

第 10 条中「関し」を「に関し」に改め、同条を第 9 条とする。

附 則

この規則は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。

八戸市いじめ問題専門委員会規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この規則は、<u>八戸市いじめ防止対策推進条例(令和6年八戸市条例第67号)第17条第3項の規定に基づき、八戸市いじめ問題専門委員会(以下「専門委員会」という。)</u>の組織及び運営等に関し必要な事項を定めるものとする。 (委任) 第2条～第8条 (略) 第9条 この規則に定めるもののほか、専門委員会の組織及び運営等に関し必要な事項は、委員長が専門委員会に諮って定める。	(趣旨) 第1条 この規則は、<u>八戸市附属機関設置条例(平成25年八戸市条例第6号)第3条の規定に基づき、八戸市いじめ問題専門委員会(以下「専門委員会」という。)</u>の組織及び運営等に関し必要な事項を定めるものとする。 (職務) 第2条 専門委員会は、教育委員会の諮問に応じ、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第14条第3項のいじめの防止等のための対策に係る調査審議及び同法第28条第1項の重大事態に係る事実関係を明確にするための調査をし、その結果を答申する。 第3条～第9条 (略) (委任) 第10条 この規則に定めるもののほか、専門委員会の組織及び運営等に関し必要な事項は、委員長が専門委員会に諮って定める。